

を次の要領で行います

1 受付期間

6月1日(木)から6月23日(金)までの執務時間中(土・日曜日を除く8時30分~17時15分) ※ 郵便による受付けは行いません。

2 試験の日時・場所

第 1 次試験 日時 7 月23日(日)午前10時~(受付時間 9 時15分~40分) 場所 松前町役場庁舎

3 試験区分・採用予定人員・受験資格及び試験方法

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格	第1次試験	第2次試験
上級事務	4名程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日 までに生まれた者	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 対人適応性検査 事務適性検査	作文試験 口述試験 身体検査
上級土木	1 名程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日 までに生まれた者	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(土木) 対人適応性検査 事務適性検査	作文試験 口述試験 身体検査
保育士	1 名程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日 までに生まれた者で、保育士の資格を有 する者又は平成19年3月末日までにこの 資格を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士)	作文試験 口述試験 身体検査
幼稚園教諭	1 名程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日 までに生まれた者で、幼稚園教諭の免許 を有する者又は平成19年3月末日までに この免許を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(幼稚園教諭)	作文試験 口述試験 身体検査

4 共通受験資格

- ① 日本の国籍を有する者
- ② 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条 各号のいずれにも該当しない者

5 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次 試験は第1次試験の合格者に対して行います。

6 申込用紙の入手方法

松前町総務課職員係で交付します。なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分について、「上級事務請求」、「上級土木請求」、「保育士請求」、「幼稚園教諭請求」と朱書し、90円切手(1部につき)を貼って、あて先を明記した返信用封筒を同封してください。

[請求先]

〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町総務課職員係

7 申込方法及び受験票の交付

必要な事項を記入した申込書及び写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦5cm、横4cm)を受付期間内に総務課職員係へ提出してください。申込書の受付けと同時に受験票を交付します。※ 郵便による受付けは行いません。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、松前町職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者 のうちから任命権者が採用者を決定します。し たがって、採用候補者名簿に記載された者がす べて採用されるとは限りません。
- (3) 保育士及び幼稚園教諭については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、 採用されません。

問い合わせ 役場総務課職員係 ☎985-4103